

企業の未来につながる労働法 こぼれ話

姫路みらい社労士事務所 代表 田中 美和



第38回 令和7年4月施行雇用保険制度改正の全貌（中編） — 失業等給付の基本手当、雇用保険の適用拡大

はじめに

第37回は令和7年4月1日施行の雇用保険制度改正における「育児休業給付の拡充」について解説しました。今回は「失業等給付の基本手当」と「雇用保険の適用拡大」に関する変更点について解説します。

失業等給付（基本手当）の 給付期間の延長と背景

まずは、失業等給付の根幹をなす「基本手当」に関する改正です。雇用保険法では、受給資格や離職理由によって基本手当の給付期間が定められていますが、雇い止めによる離職者の基本手当の給付日数に係る特例は、令和6年度末までの暫定措置とされていました。今回の改正で、2年間延長することとされました。

この改正の背景には、経済社会情勢の変化があります。近年、技術革新のスピードが加速し、産業構造が大きく変化しています。これに伴い、特定の産業や職種において需要が減少し、失業を余儀なくされる方が、新たな職種や業界への再就職を目指す際に、これまでの経験やスキルが生かせない、あるいは新たな知識や技術の習得に時間を要するといったケースが増加しています。

このような状況下で、従来の給付期間では、十分に再就職活動を行うことが困難であるとの課題が指摘されていました。今回の給付期間延長が決定した理由は、急速な産業構造の変化や技術革新によって、雇い止め等で離職した方々が新たな職種や業界に再就職するためには、従来よりも長い期間の支援が必要となっているためです。これにより、離職者が安心して再就職活動や職業訓練に取り組める環境を整え、雇用の安定や社会不安の緩和を図ることが目的とされています。

雇用保険の適用拡大

これまで雇用保険の被保険者となるには、原則「1週間の所定労働時間が20時間以上」とい

う要件がありました。しかし、今後は社会の多様な働き方に合わせて、より短時間の労働者にもセーフティネットを広げる必要性が高まっています。この背景には、パートタイムや副業・兼業など、柔軟な就労形態が増加していること、また非正規雇用者の生活の安定やキャリア形成支援の強化が求められていることが挙げられます。

（1）改正の内容と施行時期

雇用保険制度全体の改正は、令和6年から令和10年にかけて複数の施行時期に分けて実施されています。雇用保険の適用拡大は、令和10年10月1日から、週所定労働時間「10時間以上」の労働者も雇用保険の対象となります。これにより、現在の「週20時間以上」から「週10時間以上」へと大幅に適用範囲が広がり、新たに約500万人が被保険者となる見込みです。

（2）企業への影響と対応ポイント

適用対象者が増えることで、企業が負担する雇用保険料も増加します。特に短時間勤務者が多い業種では、負担増が顕著となるため、早めの試算・対応が必要です。新たに被保険者となる従業員の雇用保険加入手続きや、保険料控除の事務作業が増えます。人事・労務担当者への周知や業務フローの見直しが求められます。新たに保険料が控除されることで、手取り額が減少する従業員もいます。制度改正の趣旨やメリットを丁寧に説明することが重要です。

今回の雇用保険適用拡大は、企業経営にとって無視できないインパクトがあります。新たな被保険者の把握や保険料負担増への備え、従業員への周知など、早めの準備が求められます。

おわりに

今回は、令和7年4月施行の雇用保険制度改正の中から、失業等給付（基本手当）の給付期間延長と、雇用保険の適用拡大について解説しました。次回は、雇用保険料率の改定など、事業主の皆さまの直接的な負担に関わる部分を中心に、最終回のまとめとして解説します。



姫路みらい社労士事務所

内容に関するお問い合わせは……

姫路みらい社労士事務所 〒671-1262 姫路市余部区上余部194-9

info@himeji-mirai.com ホームページ: <https://himeji-mirai.com>